

宿泊

# 民泊新法スタートで健全化なるか

## 収益事業としては難しさも

住宅宿泊事業法(民泊新法)

が6月15日施行された。これにより、民泊を行う事業者は都道府県や政令指定都市への届出が必要となった。訪日外国人旅行者の急増や、2020年の東京五輪・パラリンピックなどで宿泊施設不足が見込まれる中、一戸建てやマンションの空き部屋を有料で安価に貸し出す民泊が外国人を中心に人気を博していたが、旅館業法との抵触など現行法では対処しにくい面もあった。また、ゴミ出しや騒音などで住民から苦情が発生しているケースもあったが、行政による指導が難しく法規制が求められていた。

### 仙台市内で7件

新法では、年間営業日数の上限を180日とし、都道府県や政令指定都市は独自に条例で営業を制限できる。仙台市の場合、住環境保全の観点から、住居専用地域では土曜日の午後から日曜日午前までのみ宿泊が可能となる。(市中心部などその他の地域は180日まで可能)。仙台市健康福祉局保健所生活衛生課によると、6月15日現在の届け出数は7件で、受理は5件。電話などを含めて相談件数は100件ほどあったという。宮城県への届出は10件で受理は9件と同様に低調だ。1



勾当台公園近くで開業予定の民泊施設

年前には県内の100カ所以上が大手民泊仲介サイトに掲示されていたことを考えると、大幅に減少している。仙台市青葉区の勾当台公

園近くで民泊施設運営を準備する(有)シエルージュ(仙台市宮城野区)の菊地卓哉代表取締役は「4階建てビル1棟を借り上げ、フルリノベーションし1階を居酒屋、2階をオープンスペース、3階をオフィスとし、4階の5LDK約100平方メートルを民泊施設として活用します。4階の運営上180日稼働では単体事業としては厳しいですが、他のフ

(二社)東日本大震災鎮魂と追悼のモニメント建立プロジェクト

### 仙台・石巻で啓蒙活動を展開、寄付金依頼活動も

一般社団法人東日本大震災鎮魂と追悼のモニメント建立プロジェクト(藤崎三郎助理事長)は4月18日、第4期総会と活動報告会を河北新報社1階セミナー室で行い、会員ら30人が参加した。

藤崎理事長のあいさつに続き、総会では第4期事業報告では、地元出身の芸術家、武藤順九氏制作のモニメントが、イタリアから仙台に到着し保管中であることや、寄付金額などが報告されたほか、5期となる今期は引き続き寄付金依頼活動の展開、モニメント設置予定箇

所である「石巻南浜津波復興祈念公園」完成2年後を見据え、仙台・石巻において啓蒙活動を深めていくことを決めた。

ロアの飲食事業、賃貸事業との相乗効果を織り込んで企画しました。空き家が増加する中、不動産の新たな空間活用にチャレンジします」と言う。これまで民泊事業者は主にエアビーアンドビーなど大手仲介サイトを通して集客しており、仲介サイトが無届けの民泊事業者の掲載を取りやめたため、「ヤミ民泊」を継続するのは難しい状況になっている。京都府や東京都では、民泊ではなく営業日数の制限がない旅館業法に基づく簡易宿所の登録が増えているが、仙台市では目立った動きはない。



創造から統合へ — 仙台からの発進

**東北工業大学**

TOHOKU INSTITUTE OF TECHNOLOGY

お問い合わせ/入試広報課

0120-611-512

http://www.tohtech.ac.jp

〒982-8577 宮城県仙台市太白区八木山香澄町35-1

参加申込不要! 学食無料体験!

第2回 OPEN CAMPUS SHINY

輝きの旅へ

会場 八木山・長町キャンパス

**OPEN CAMPUS 2018**

**7.21 SAT. 22 SUN.**

10:00-14:00 10:00-14:00